

議案第130号

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和6年11月28日提出

前橋市長 小川 晶

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項の表中「2,050円」を「3,270円」に、「680円」を「1,090円」に、「1,020円」を「1,630円」に、「340円」を「540円」に、「100円」を「310円」に、「50円」を「100円」に改め、別表備考6中「15の項」を「14の項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表備考6の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の3の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。